

「奈良県高校生等奨学給付金」支給制度について
給付金申請の受付を開始します！！

- ◇ 奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得者世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給します。
- ◇ この「高校生等奨学給付金」は、返還の必要はありません。
- ◇ 支給要件を満たし申請を希望する方は、在籍する高等学校等へ必要な書類を提出してください。

平成26年度より、国において、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得者世帯を対象に支援を行う奨学のための給付金制度が創設されました。奈良県では、この国の補助事業を活用し、平成26年度以降に高等学校等に入学した者のうち、対象となる世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費等）への支援として「奈良県高校生等奨学給付金」を支給します。

なお、支給の回数は、1人の高校生に対して年1回、通算3回（定時制、通信制課程の生徒は4回）が上限となります。

1. 支給要件（対象となる世帯）

平成30年7月1日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 保護者（親権者）が奈良県内に住所を有していること
→保護者が海外等に在住し、奈良県内に住所がない場合は対象外となります。
- ② 保護者（親権者）全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること
→保護者（親権者）が父母の場合は、両方の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が0円であること。
- ③ 子が就学支援金制度（H26.4改正）の対象となる高等学校等に在学していること
→平成26年4月以降、高等学校等に入学した生徒が対象となります。それ以前に入学の在学学生は対象外です。
このほかに、④1人の高校生に対して、保護者全員が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと、⑤児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないことが、要件になります。

2. 支給額

対象となる生徒1人あたりの年額です。

世帯区分	奨学給付金の額（年額）				申請に必要な書類 [裏面の申請書類番号]
	国公立等の高等学校等		私立		
	通信制以外	通信制	通信制以外	通信制	
①生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯	32,300円	32,300円	52,600円	52,600円	① ② ③
②保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯（①・③の場合を除く）	80,800円	36,500円	89,000円	38,100円	① ② ④
③保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯で、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる2人目以降の高校生等の世帯（①・②の場合を除く）※	129,700円	必要書類 ① ② ④	138,000円	必要書類 ① ② ④	① ② ④ ⑤

※1人目の高校生等は②の給付額となります。

ただし、高校生等以外の15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる、通信制以外の高等学校等に通う2人目以降の高校生等がいる世帯は、すべて③の給付額となります。

3. 申請の手続き

対象となる生徒1人につきそれぞれの①と②を作成し、③～⑤のうち必要な添付書類と合わせて期限までに提出してください。

申請者全員が提出する書類

①「奈良県高校生等奨学給付金申請書」※申請書学校記入欄に学校長の証明が必要です。

②「奈良県高校生等奨学給付金口座振替申出書」

①「奈良県高校生等奨学給付金申請書」に記載の申請者本人（保護者）名義の口座で、通帳のコピーを添付してください。

【必要添付書類】※世帯区分で添付する証明書等が異なります。別紙チェックシートでも確認してください。

世帯区分①のとき ～生活保護受給世帯～

③ 生活保護（生業扶助）受給証明書

平成30年7月1日（基準日）現在、生活保護（生業扶助）を受給している証明書を添付してください。

世帯区分② または 世帯区分③ のとき ～生活保護受給世帯以外～

④ 保護者全員の平成30年度（平成29年分）道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類

（例） ●「課税証明書」（市町村役場等にて発行）

●「市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」（給与所得者）※写し可

●「住民税納税通知書」（自営業など）※写し可

※高等学校等就学支援金制度において、6月以降提出の「高等学校等就学支援金収入状況届出書」に添付していただく保護者等の課税状況を確認する書類と同様ですので、コピー等をご利用ください。

※保護者の一方が控除対象配偶者であっても、この給付金申請においては課税証明書等の提出は省略できません。

さらに 世帯区分③ のとき ～15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養する兄弟姉妹のいる世帯～

⑤「保険証等貼付・扶養申立書」

15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の扶養状況がわかる書類を貼付して提出

●15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の「健康保険証」の写し

（例）→ ただし、国民健康保険加入者は扶養関係が確認できないので、あわせて同じ用紙の下側にある「扶養申立欄」へも記入が必要です。

※対象となる15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹は平成7年7月3日から平成15年4月1日生まれの方です。

4. 給付金の支給 審査により支給が決定された場合には、下記の予定で申出のあった口座に振り込みます。

●第一次提出期限（8/10）までに県へ提出…平成30年10月下旬頃

●第二次提出期限（10/12）までに県へ提出…平成30年12月中旬頃

※提出書類に不備のあった場合は、支給の遅れる可能性があります。

5. 申請書等の募集期間 ※提出期限後は受付できませんので、ご注意ください。

平成30年7月1日（日）～平成30年9月30日（日）【各学校へ必着】

※ 申請書おもて面の【学校記入欄】の日付が、平成30年7月1日～9月30日以外の日付の場合は受理できません。

※ この期間内で各高等学校等が期日を設定します。その期日までに各高等学校等へ提出してください。

6. その他

事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時の返還と違約金が課せられます。

保護者等が県外に居住している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください

◆ 高校生等奨学給付金についてのお問い合わせ及び提出先 ◆

◇在学する高等学校等

◇奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 〒630-8502奈良市登大路町30 TEL:0742-27-9859

※私立の高校生等奨学給付金制度につきましては奈良県地域振興部教育振興課（TEL:0742-27-8347）へお問い合わせください。